

神戸地方裁判所委員会（第35回）議事概要

1 日時

平成30年7月3日（火）午後3時から午後5時まで

2 場所

神戸地方裁判所第1会議室

3 出席者

（委員）（五十音順，敬称略）

小西和夫，境田司，武谷真名，中川善雄，永谷和雄，中林志郎，西多弘行，広瀬和勇，本多久美子，本多俊雄，松山秀樹，森本郁代

（説明者）

芦高源（刑事上席裁判官），竹田隆（簡裁上席裁判官），丸橋俊幸（刑事首席書記官），岩本直樹（神戸簡裁庶務課長），小松亨（神戸簡裁訟廷管理官），黒瀬靖弘（総務課長）

（民事調停委員）

魚田一夫，永谷綾子

（庶務）

杉原哲治（民事首席書記官），磯部叔浩（総務課課長補佐），大西景子（総務課庶務第一係長）

4 議事

(1) 委員の交替（退任委員及び新任委員の紹介）

退任委員として，平成30年2月9日付け退任の陳來幸委員，5月31日付け退任の西倉匡委員，再任委員として，4月1日付け再任の小西和夫委員，新任委員として，6月1日付け就任の森本郁代委員，6月21日付け就任の広瀬和勇委員の紹介があった。

(2) 前回のテーマ（裁判員制度の現状と課題）に関する報告（丸橋刑事首席書記官）

前回委員会において、辞退率の上昇及び出頭率の低下について委員から出された意見を参考に、平成30年5月から、勤務先に対する協力依頼文書及び裁判員経験者の評価等を記載した書面を呼出状に同封するとともに、辞退の申立てを認めなかった候補者に対して、個別に選任期日への出頭依頼の連絡を実施しており、引き続き刑事部において検討していく旨の報告があった。

- (3) (竹田簡裁上席裁判官，岩本庶務課長，小松訟廷管理官，黒瀬総務課長，魚田民事調停委員，永谷民事調停委員)

民事調停手続の概要及び特徴，並びに神戸簡裁における民事調停手続の利用状況について説明をした上で，模擬調停を実施し，民事調停制度の広報について説明した。

- (4) 民事調停制度の広報についての意見交換

(◎は委員長，○は委員の発言。●は裁判所からの説明)

- ◎ 民事調停制度の申立件数が右肩下がり，一般市民の方の認知度が低いのではないかとされている現状の中で，私たちは，この民事調停制度をもっと利用していただけないかという問題意識を持っている。そのためにどのような広報をしたらよいか皆さんに協議をしていただきたいと考えているが，まず，全体的なことで質問等があればお聞きしたい。

- 真に迫った分かりやすい模擬調停を見せていただき，大変勉強になった。主に民事調停を利用される方は，法人と個人がどのくらいの割合か。

法人に関しては，お客様との間でトラブルが発生した場合，角が立つと先々の取引に影響が及ぶことがあるが，解決が難しいときに民事調停制度が大変有用なものとして考えられる。

個人向けと法人向けでは，広報の仕方や考え方が全く異なるので，裁判所ではどのような層の方に焦点を当てて広報活動を展開させるのか，ある程度ビジョンがあれば教えていただきたい。

- 法人の場合は，貸金や売買代金の請求が圧倒的に多く，民事調停よりもむし

る支払督促を申し立てることが多いので、民事調停を申し立てる事案はほとんどないと思う。

支払督促は、書面審査による手続である。まず、主張する内容と請求を理由付ける事実関係を書面に書いて提出し、それについて裁判所書記官が審査して支払督促を発付する。次に、支払督促に対して異議が出なければ、仮執行宣言を発付し、異議が出た段階で通常訴訟に移行する。

費用は、督促事件の段階では通常訴訟の半分なので、民事調停と同額である。ただし、異議が出て通常訴訟に移行すると、費用は通常訴訟と同額になる。

- 民事調停の認知度が低いというデータはあるか。
- 平成28年12月に、最高裁で調停利用者アンケートを実施した。全国17の簡易裁判所でサンプルを2か月分取ったものである。母数は500ほどであるが、その中で、民事調停の相手方に民事調停を知っていたか聞いたところ、39パーセントの方が民事調停を知らないという結果だった。この数値を見て、最高裁から認知度が低いのではないかという指摘がされた。
- 資料1と資料4によると、これだけ大きく数字が下がっているということは、トラブルの解決に民事調停以外の手段を利用している傾向があるのか。
- ◎ 通常訴訟、少額訴訟、支払督促といった簡易裁判所の他の手続の統計数字について、何か特徴的なことはあるか。
- 民事調停に限らず、訴訟事件や督促事件も減っている。
- ◎ その意味では、裁判所を利用しなくなっているという大きな流れの中の一つなのかもしれない。
- 世の中全体でトラブルが減ってきているということか。
- 私の実感では、社会の構造や人間関係が複雑になってきていることから、トラブルは増えていると思う。
- 問題は確かに増えていると思う。私の周りでは、裁判所に行かなくても、弁護士事務所に依頼して解決することが多い。なぜ裁判所は民事調停を申し立て

てほしいのかが分からない。

- 必ずしも事件数を増やしたいということではない。民事調停を知らないために利用できない個人の方などがいらっしやらないかということで、本日は議題に取り上げていただいた。

- ◎ 民事調停制度は、有効な紛争解決手段であり、当事者双方が納得できる解決手段であり、抜本的、最終的解決になるものだと考えている。ところが、よい制度だと思っているのに、あまり利用件数が伸びない。

模擬調停を見ていただいて、皆さんが思っておられる民事調停との間にギャップはなかったか、何か気付きはあったか、想像どおりだったか、御意見をお聞かせいただきたい。

- 民事調停はとても固いイメージがあったが、お互いに顔を合わせることがなく、様々な知識や知見を持っておられる方が丁寧にお答えしていることについては、目からうろこだった。非常によい制度なので、もう少し皆さんに活用していただきたいと率直に思った。

今は、皆さんすぐにスマートフォンを見るので、いろいろなワードに引っ掛かるようにして、民事調停が検索上位に上がるような組立てができれば、皆さんに分かっていただけると思う。

認知度とともに重要なことは、心理的ハードルを下げることである。裁判所に関わるのはどうしても腰が引けるし、きちんと対応してくれるのか不安もある。利用者の視点で、例えば、インターネットで問合せや申立書の作成が可能になればよいと思う。

- ◎ 「心理的なハードル」という言葉がキーワードとして出たが、実際に、このような制度だと知っていたら、少しは心理的ハードルが下がるか。

- 心理的ハードルは下がる。ところで、民事調停にはスキルが必要だと思って見ていたが、調停委員の方は弁護士が多いのか。

- 神戸簡裁も含めて神戸地裁管内の簡裁全体で現在の調停委員の数は 3 1 1

人で、そのうち弁護士は54人いる。全体の事件数からすると、弁護士委員に担当していただくのは比較的少ない。

法律解釈が特に問題になる事件は、調停委員2人のうち1人を弁護士委員にお願いすることがあるが、通常の事件であれば、一般の方や資格を持っておられる不動産鑑定士、建築士等をお願いしている。

- ◎ 今日の模擬調停のような事例ではどうか。
- 法律構成としては、消費貸借か贈与かということが問題になるが、調停委員会は、調停主任である裁判官又は民事調停官（弁護士経験が5年以上で、民事調停に関して裁判官と同等の権限を有する者。神戸簡易裁判所には2人いる。）で構成されており、調停主任が法律解釈について判断するため、今日の模擬調停のような場合は、特に資格のない一般の方、社会経験が豊かな方をお願いしている。
- 調停委員と民事調停官を務めた経験から申し上げますと、法律関係や事実関係が複雑な事案は弁護士委員が選任されることが多い。しかし、当事者から話を聞いて、整理して、説得するという観点からは、弁護士以外の委員のほうが非常に熱心に当事者の話を聞いて、何とか解決をしようと努力されていることが多い。また、弁護士は専門的知識を持っていないので、鑑定士や建築士などの専門家委員に入っていたほうが解決できるケースも比較的多いと思う。

民事調停申立件数が減少している一つの原因として、弁護士の増加に伴って、無料法律相談や法テラスなどの相談窓口が増えたことが考えられる。また、交通事故の場合は、弁護士特約があって、保険会社が弁護士費用を出してくれるため、弁護士が交渉で解決するケースや、調停ではなく直接訴訟を利用するケースがあるのかもしれない。

- ◎ 皆さんが模擬調停のようなトラブルを抱えられたとき、民事調停制度を利用したいと思われるか、訴訟で白黒付けたいと思われるか、それとも、裁判所外で解決したいと思われるか、率直な感想を聞かせていただきたい。

- 法律的に白黒はっきりさせるのであれば、弁護士に相談して訴訟提起するのが一番合理的だと思うが、模擬調停のケースであれば、知り合いの弁護士に相談して訴訟外で解決する道を選ぶと思う。裁判所は心理的ハードルが高いので、感情面を分かってもらえる知り合いに相談したほうが安心感がある。

民事調停制度は大変素晴らしく、裁判所が市民に開かれていることに感銘を受けたが、制度の説明ばかりで、市民とのコミュニケーション、いわゆるインターフェイスの部分が少し欠けていると感じた。

ほとんどの市民の方は、専門的な知識を持った調停委員がそろっており、非常に安心感のある制度であることを知らないと思う。調停委員がどのような方かも分からないし、どのようなトレーニングを受けているのかも分からない。そのような方に今後の人生に大きな影響を与える判断を委ねることについて、心理的な不安やハードルの高さを感じられているのが実情だと思う。

また、民間の会社で社内の紛争を解決するときは、景色が見えて、ソファがあって、お互いにリラックスできる雰囲気の中で話合いをすることが多い。裁判所の調停室にも、そのような女性的な視点を取り入れるための工夫が必要である。

私からの提言であるが、調停制度と市民との結び付きをもう一度見直していただき、優しくて専門的な知識を持った調停委員がそろっていること、裁判所はリラックスして話合いができる雰囲気に配慮していることを粘り強く広報していけば、一般市民の方にも効果が期待できると思う。

- ◎ それぞれの事業所等で、広報やインターフェイス的なことをするために、具体的にどのような取組をされているか、教えていただきたい。

- 最高裁の調査で民事調停を知らなかった人が39パーセントというのは重い。39パーセントというのは、これまで裁判に縁がなかった人だと思う。最近、法廷や弁護士を題材にしたドラマが流行っているが、法廷で激しいやり取りをするのが裁判所だと思われていて、このような地味な活動に全く日が当た

らないことが、裁判所の認識を歪めている一面もある。民事調停はとてもよい制度なだけにもったいない。

極論すると、「簡易裁判所」という名前を「簡易裁判調停所」や「神戸地裁調停センター」と名前を変えるくらいのことをしなければ、認識を持ってもらえないのではないだろうか。これが、新聞やテレビで報道されるようになると、俄然市民の認識が広がると思う。

また、市役所で転入手続等をする際に、民事調停のチラシを配布してもらうのも有効だと思う。

- 民事調停は、感情が高ぶっているときに専門家委員が法律的にニュートラルなところを示してくれて冷静に話ができる場である，ということを分かりやすく説明してもらえたら，皆が行きやすくなる。そのためには，教育的な場が必要である。
- 大学生に対して，民事調停制度を広報したいと思うことがいくつかあった。最近，キャッチセールスに引っ掛かったり，英会話教材で高額なローンを組んでしまったり，というトラブルに巻き込まれる学生が増えている。学生から相談を受け，消費者センターに連絡するようアドバイスしてクーリングオフできたケースもあるが，一人で抱え込んで親にも言えず，知り合いの弁護士もいなくて悩んでいるケースもある。

そこで，消費者教育の一環として，中学生や高校生ぐらいから，将来このようなトラブルが起こり得る，そのときはこのような解決手段がある，ということを教育していく必要があると考えている。

特に，成人年齢が18歳になることで，大学でもトラブルを抱える学生が増えるだろうと認識している。法律相談機関や教育機関に民事調停の良さを知っていただくことが，長い目で見ると重要である。

- 模擬調停を間近で見て，非常に迫力もあるし，説得力もあると感じた。模擬調停は，新聞では再現しにくいですが，テレビであれば調停委員の説得の仕方など

が伝わりやすい。憲法週間や法の日週間のように、テレビでニュースとして扱ってもらったり、若い方はインターネットで動画を見るので、何種類か動画を作られたらどうだろうか。

○ 窓口で民事調停を申し立てたいと言うと、書き方などある程度アドバイスしてもらえるのか。多少は相談に乗ってもらえるのか。申立ては全部ウェルカムなのか。窓口対応は優しいのか。

● 裁判所の職員が窓口相談で一番悩むところは、裁判所は中立の機関であり、相手方もあるので、このような主張をしたほうがいい、それはいけない、ということが言えないことである。模擬調停にあったとおり、メリットとデメリットを根気強く説明して分かってもらうという手法を取らざるを得ない。

少し無理だと思う申立てであっても、それは無理ですからお帰りください、と言うことはない。調停は相手方との合意によって成立するものなので、少しでも成立する可能性があれば、基本的にはウェルカムの方向になるようにしている。

○ 裁判所のHPは、自分が行きたい場所にたどり着けない構造になっている。トラブルを抱えた人は、まずインターネットで「貸金」などのキーワードを入れて検索すると思うが、裁判所のHPから一生懸命探す人はいないと思う。検索ワードに裁判所の特定のページが引っ掛かるようなHPページを作ると、特に若い人などは、利用してみようと思うかもしれない。大学でも広報やHPの構造について、かなり検討している。

◎ 検索の上位に関係のないものが出てきて、利用したい手続にたどり着かないことがあるかもしれない。このことも含めて、これからいろんな検討をしていきたい。

◎ トラブルが起こったときに、最初にどこに駆け込むかは人それぞれだと思うが、そこからどのようにつながっていくかが課題である。市の相談窓口の相談員の方にレクチャーさせていただくなど、様々な方に裁判所の民事調停を紹介

していただけるような環境作りを地道に進めていきたい。

今日は、多様な御意見とともに、心理的抵抗を下げる工夫や信頼を得るための方策など、具体的な提言をたくさん頂いた。また、報道関係を大いに利用したらよいという御提言や、民事調停の良さを広報するためのヒントも頂いた。今日の成果をどのように結実させていくか、今後検討させていただきたい。

(5) 次回の議題

裁判所における防災対策

5 次回期日

平成31年2月5日